茨城町指定給水装置工事事業者の皆様へ

水道課より大切なお知らせ

令和元年 10 月 1 日より指定給水装置工事事業者制度は

5年ごとに更新が必要となります。

〇指定の有効期限が従来の無期限から,5年間となりました。

事業者の皆様におかれましては、有効期限内での更新手続きが必要となります。 ※初回の更新時期については、従来の制度で指定を受けた日によって更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

茨城町より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日 ~ 平成11年3月31日	2020(令和 2 年)9 月 29 日までの 1 年間
平成11年4月1日 ~ 平成15年3月31日	2021(令和3年)9月29日までの2年間
平成15年4月1日 ~ 平成19年3月31日	2022(令和4年)9月29日までの3年間
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	2023(令和 5 年)9 月 29 日までの 4 年間
平成 25 年 4 月 1 日 ~ 令和 元年 3 月 31 日	2024(令和6年)9月29日までの5年間

※初回の更新手続きにおいては、水道課より事前に文書にて通知いたします。

また, 郵便の不着や未更新の方への再通知は致しません。

<更新の申請時に必要な書類及び持参するもの>

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)
- (2)誓約書(様式第7号)
- (3)機械器具調書(様式第4号)※器具の写真を添付
- (4) 定款及び登記事項証明書(法人) 又は住民票の写し(個人)
- (5)給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し
- (6) 事務所の位置図及び写真

〈更新の際に町で確認する事項〉

- (1) 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- (2) 業務内容(営業時間、工事及び漏水対応種別等について)
- (3) 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

<更新手数料>

・5,000円

<お問い合わせ先> 茨城町都市建設部水道課 施設整備グループ 工務係 (直通) 029-292-0235